

監 督 処 分 情 報

1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	株式会社たかべホームズ
主たる営業所の所在地	兵庫県洲本市
許可番号	兵庫県知事（般－３）第 801617 号
許可を受けている建設業の種類	建

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 7 年 3 月 21 日
根拠法令	建設業法第 28 条第 1 項本文
処分の内容	
建設業法第28条第 1 項本文の規定に基づく指示処分	
処分の原因となった事実	
株式会社たかべホームズは、「（仮称）〇邸外壁塗装工事」にかかる請負契約を締結して施工するにあたり、建設業法第 19 条第 1 項に規定する書面を作成しなかった。 このことは建設業法第 28 条第 1 項に該当する。	